

船舶事故等調査報告書

平成21年1月29日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008神第33号	
事故等名	引船ユニソン-T101被引台船ユニソン-B101 漁船豊津丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年10月23日 02時05分ごろ	
発生場所	経ヶ岬灯台から真方位287° 13.0海里 (北緯35° 50' 63.8"、東経134° 58' 22.6")	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年10月24日 神戸・地方事故調査官がユニソン-T101船長 提出の事故報告書及び同二等航海士作成の韓国文質問書を精査 平成20年11月12日 神戸・地方事故調査官が豊津丸船長の口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	A 引船ユニソン-T101(韓国船籍) 183トン B 被引台船ユニソン-B101 3500トン 8922589 ユニソン株式会社	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	C 豊津丸 40トン 125357 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 二等航海士 大韓民国海技免状 C 船長 五級海技士(航海)	
負傷者	A 負傷者 なし C 負傷者 1人(船長軽傷)	
損害状況	B ユニソン-B101左舷船尾部のウインチワーピングエンドに擦過傷 C 豊津丸左舷船首の左舷側船首ローラー損傷及び左舷船首外板に擦過傷	
事故等の経過	A船は、船舶建造ブロックを積載したB船を曳航して大韓民国オンサン港を発し、京都府舞鶴港に向かった。C船は、底引き網漁の目的で、兵庫県津居山港を発し、同港北方沖合に向かった。10月23日02時05分ごろ、B船左舷船尾部と、トロールにより漁ろうをしていることを示す灯火を表示し底引き網漁を操業中のC船左舷船首部が衝突した。 衝突の結果、B船左舷船尾部のウインチワーピングエンドに擦過傷を生じ、C船左舷船首の左舷側船首ローラー損傷及び左舷船首外板に擦過傷をそれぞれ生じた。気象・海象は平穏であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船が、見張り不十分で、適法な灯火を表示し漁ろうに従事しているC船を避けなかった可能性があると考えられる。 C船が、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかった可能性があると考えられる。

原因	本事故は、A船が、漁ろうに従事しているC船に気付かず航行し、また、C船が、接近するA船に対し、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったため、両船が衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。
その他の事項	なし